

創業をお考えの方、創業後間もない方へ

～府中市創業支援事業計画に定める特定創業支援事業をご活用ください～

1 特定創業支援事業を受けるとこんなメリットが！

メリット1

株式会社を設立する際の登録免許税が半額になります！

資本金の0.7%→0.35%
最低税額 15万円→7.5万円

メリット2

創業関連保証の特例
無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、事業開始の6か月前から利用することが可能！

メリット3

日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率の引下げの対象として、同資金を利用することが可能！

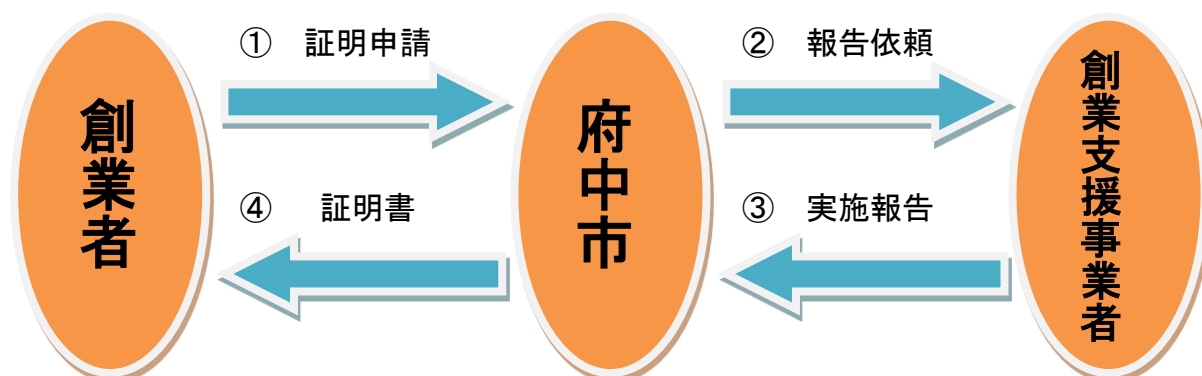
(注) メリット1の対象者は、創業を行おうとする者（事業を営んでいない個人）、創業後5年未満の者（事業を開始した日以後5年を経過していない個人）です。メリット2及び3の特例を受けるためには、別途審査を受ける必要があります。

2 特定創業支援事業とは

創業を行おうとする方に対する継続的な支援で、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識がすべて身につく事業をいいます。（府中市の特定創業支援事業は、裏面をご覧ください。）

3 メリットを受けるためには

上記メリットを受けるためには、特定創業支援事業を受けたことについて、府中市長の証明が必要になります。証明を受けたい方は、所定の証明申請書を市に提出してください。市は、創業支援事業者に支援内容を確認のうえ、証明書を発行します。（申請時に、市が申請者の住所、名称、氏名、電話番号、支援内容を創業支援事業者に提供し、創業支援事業者が市に具体的な支援内容を報告することに同意していただきます。）



府中市の特定創業支援事業

創業支援事業者	支援事業
府中商工会議所	ワンストップ相談窓口
上下町商工会	ワンストップ相談窓口
(公財) ひろしま産業振興機構	創業セミナー
	創業マネージャーによる相談
	創業サポーターによる専門アドバイス
(株) 日本政策金融公庫	事業計画作成等個別相談支援
(株) 広島銀行	事業計画作成等個別支援
(株) 中国銀行	事業計画作成等個別支援
(株) もみじ銀行	事業計画作成等個別支援
両備信用組合	事業計画作成等個別支援

※1 1か月以上にわたり4回以上支援を受け、経営、財務、人材育成、販路開拓のノウハウを習得できたと認められる場合を特定創業支援事業とします。(いずれも平成27年度以降の事業が対象となります。)

※2 複数の支援事業者の創業セミナー又は個別支援の組み合わせにより、1か月以上にわたり4回以上支援を受け、経営、財務、人材育成、販路開拓のノウハウを習得できた場合、特定創業支援事業となります。

※3 経営、財務、人事育成、販路開拓のノウハウとは、次のような内容をいいます。

区 分	内 容
経 営	経営全般、経営理念、経営戦略、事業計画策定等に関する事
財 務	財務、会計、経理、税務、資金繰り・資金調達等に関する事
人材育成	従業員の雇用、人材育成、人事・労務管理、人材育成等に関する事
販路開拓	商品開発、マーケティング、店舗演出、販売促進、販路開拓等に関する事

【お問い合わせ】

府中市 経済観光部 商工労働課
 電話 (0847) 43-7190
 FAX (0847) 46-1535